

社会福社会館施設使用料金表

使用時間				午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:00~ 22:00	9:00~ 17:00	13:00~ 22:00	9:00~ 22:00
室名及び定員									
1階	大ホール (336m ²)	平日	500人	6,800	9,100	13,600	15,900	20,400	27,200
		休日		8,100	10,800	16,300	18,900	24,400	32,500
	講義室 (78m ²)	総合室	60人	1,400	1,900	2,800	3,300	4,200	5,600
		1号室	30人	700	950	1,400	1,650	2,100	2,800
		2号室	30人	700	950	1,400	1,650	2,100	2,800
講習室(62m ²)	40人	1,400	1,900	2,800	3,300	4,200	5,600		
2階	第1会議室(78m ²)	50人	1,400	1,900	2,800	3,300	4,200	5,600	
	第2会議室(56m ²)	30人	1,050	1,400	2,100	2,450	3,150	4,200	

備 考

- 1 使用者が入場料、その他これに類するものを徴収するときは、当該基本使用料の5割の額を加算する。
但し、入場税法（昭和29年法第96号）により入場税を免除された場合は、この限りでない。
- 2 前項の場合を除くほか、商品を展示し、あるいは宣伝販売行為を行う等に使用するとき、当該使用区分にかかる基本料金の5割の額を加算する。
- 3 町民以外の者が使用する場合は、この表に定める基本仕様料の5割に相当する額を加えた額とする。
- 4 ガス設備、水道及び電気を使用するときは、別に町長が定める実費を徴収することがある。
- 5 超過時間1時間につき、基本使用料の2割を加算する。この場合30分以上は、1時間とする。
- 6 使用料算定において10円未満の端数が生じたときは、これは切り捨てる。
- 7 冷暖房を実施しているときは、上記使用料の5割の額を加算する。
- 8 会館に備付ける特殊器具の使用料は、別に規則で定める。
- 9 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、土曜日及び日曜日をいう。

特殊器具等使用料

器具名等	数 量	使 用 量	備 考
金屏風	1 双	1,000 円	
マイクロホン	1 本	400 円	
ワイヤレスマイク	1 本	600 円	電池別
レコードプレーヤー	1 台	200 円	レコード別
カセットデッキ	1 台	200 円	テープ別
ラジオカセット	1 台	300 円	テープ別
CDカセット	1 台	300 円	CD テープ別
16mm映写機	1 式	1,500 円	
スポットライト	1 式	500 円	2 時間につき
グランドピアノ	1 台	3,000 円	調律料含まず
展示用パネル	1 枚	200 円	
ガス用調理台	1 台	400 円	
ガス用炊飯器	1 台	200 円	

備 考

- 1 この使用料は、午前 午後 夜間の使用区分をもって1回とし、全日使用する場合が、3回として計算する。
- 2 町外居住者が使用するとき、この表に定める使用料の5割を加算する。
- 3 使用許可時間を延長し、または、繰り上げて使用するときの延長使用料金は、この表に定める使用料の3割の額を徴収する。